

〔平成28年10月21日「第4回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」
参考資料1から変更なし〕

議事(2)に関連する資料

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)
2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移
3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移
4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算
5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)
6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)

年度	事 項
平成22年度	「里親委託ガイドラインについて」(平成23年3月局長通知)(別添1)
平成23年度	「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)
平成24年度	「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月局長通知)(別添2)
平成26年度	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(別添3)
平成28年度	改正児童福祉法(平成28年6月3日公布)、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成28年6月局長通知)

※ 毎年開催の「全国児童福祉主管課長会議」において、里親・ファミリーホーム委託の推進、小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進について要請

2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移

○ 地域小規模児童養護施設

(単位:か所)

		地域小規模児童養護施設				
		H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	9	9	9	10	10
2	青森県	1	1	1	2	2
3	岩手県	3	3	3	4	5
4	宮城県	0	0	0	0	0
5	秋田県	2	5	5	5	6
6	山形県	0	0	0	0	0
7	福島県	3	3	3	3	3
8	茨城県	5	5	7	9	9
9	栃木県	9	9	9	9	10
10	群馬県	5	5	6	6	6
11	埼玉県	20	20	20	21	21
12	千葉県	5	8	12	12	12
13	東京都	54	56	57	60	63
14	神奈川県	4	4	4	4	6
15	新潟県	1	1	1	1	1
16	富山県	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	3	3	3	3
20	長野県	1	1	3	3	6
21	岐阜県	4	4	4	5	6
22	静岡県	2	2	2	2	2
23	愛知県	8	9	9	10	10
24	三重県	4	4	5	5	5
25	滋賀県	3	3	4	4	4
26	京都府	0	0	0	0	0
27	大阪府	11	13	14	16	18
28	兵庫県	1	2	4	4	6
29	奈良県	2	2	3	3	4
30	和歌山県	1	1	1	2	2
31	鳥取県	1	1	2	2	3
32	島根県	0	0	1	1	1
33	岡山県	0	0	0	0	0
34	広島県	4	3	3	4	5
35	山口県	3	3	2	2	2
36	徳島県	0	0	0	0	0
37	香川県	1	1	1	1	1
38	愛媛県	2	2	2	2	2
39	高知県	1	1	2	3	3
40	福岡県	3	3	3	5	6
41	佐賀県	0	0	0	0	0
42	長崎県	2	5	5	5	6
43	熊本県	3	5	6	8	9
44	大分県	5	6	6	8	8
45	宮崎県	2	2	2	3	3
46	鹿児島県	1	2	3	3	5
47	沖縄県	2	2	2	3	4
小計		191	209	229	253	278

		地域小規模児童養護施設				
		H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	1	1	2	2	2
49	仙台市	2	2	2	3	3
50	さいたま市	0	0	0	0	0
51	千葉市	1	1	1	1	1
52	横浜市	1	2	2	2	2
53	川崎市	5	5	5	5	5
54	相模原市	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	0	0	0	0
56	静岡市	1	1	1	1	1
57	浜松市	0	0	0	0	0
58	名古屋市	5	6	6	7	8
59	京都市	3	3	3	3	4
60	大阪市	5	5	7	7	8
61	堺市	1	1	1	1	1
62	神戸市	0	1	1	1	1
63	岡山市	1	1	1	1	2
64	広島市	1	1	1	1	1
65	北九州市	0	0	0	1	2
66	福岡市	2	2	5	6	6
67	熊本市	1	1	1	1	2
小計		30	33	39	43	49
68	横須賀市	0	0	0	0	0
69	金沢市	0	1	1	2	2
小計		0	1	1	2	2
合計		221	243	269	298	329

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア(分園型)

(単位:グループ)

		小規模グループケア(分園型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	4	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	0	1	2	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	5	5	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	2	3	3	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	11	12	14	17	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	2	2	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	2	3	3	5	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	0	0	0	2	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	1	2	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	4	4	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	3	1	1	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	48	50	58	74	88	1	1	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:グループ)

		小規模グループケア(分園型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	3	4	2	2	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
53	川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	大阪市	2	2	2	2	2	3	3	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	5	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	岡山市	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		13	15	12	14	17	8	8	8	10	11	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
68	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		61	65	70	88	105	9	9	12	14	14	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア(本園でのユニット型)

(単位:グループ)

		小規模グループケア(本園でのユニット型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
1	北海道	13	17	17	17	18	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
2	青森県	4	4	3	5	5	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	3	7	8	12	12	1	1	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	2	2	6	6	6	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	5	5	6	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	9	10	12	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	13	17	18	22	29	2	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
9	栃木県	17	16	28	25	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
10	群馬県	6	9	11	20	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	35	41	44	44	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	10	10	15	24	33	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	79	136	150	165	165	10	10	12	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	21	22	22	22	26	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	2	2	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	2	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	2	5	6	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	3	6	7	8	8	1	1	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	15	16	18	20	25	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
21	岐阜県	7	7	7	11	12	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	5	6	6	6	8	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	4	3	3	4	3	2	2	2	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	12	16	20	22	26	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	8	9	7	9	9	2	3	3	3	3	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
26	京都府	8	9	8	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	25	28	29	32	36	2	4	5	5	8	0	0	0	0	0	4	4	4	5	5
28	兵庫県	16	20	26	34	36	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
29	奈良県	3	4	7	12	11	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	1	1	4	8	8	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	14	15	15	16	16	4	5	5	5	7	0	0	0	0	0	4	4	4	4	5
32	島根県	3	4	4	4	4	1	1	1	1	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	5	5	5	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	2	4	4	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	2	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	4	5	6	7	7	1	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	5	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	4	7	13	13	17	1	2	6	5	5	0	0	0	0	0	2	1	1	2	3
40	福岡県	11	14	15	17	18	3	3	3	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	2	2	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	8	9	11	9	16	2	2	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	8	11	14	16	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	13	17	22	23	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
45	宮崎県	3	7	12	12	10	1	1	1	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	5	7	9	15	16	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		421	546	636	717	787	47	57	74	81	95	1	1	1	3	3	12	12	14	17	20

(単位:グループ)

		小規模グループケア(本園でのユニット型)																			
		児童養護施設					乳児院					児童自立支援施設					情緒障害児短期治療施設				
		H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
48	札幌市	3	3	3	3	4	2	2	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	1	4	8	10	10	1	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	3	3	5	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	11	13	13	11	13	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
53	川崎市	0	0	0	4	6	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
54	相模原市	0	0	0	2	4	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	新潟市	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	3	4	4	4	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	名古屋市	9	11	14	17	30	1	3	3	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	京都市	6	7	7	7	11	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	大阪市	5	5	7	7	9	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
61	堺市	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	神戸市	8	5	7	8	8	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
63	岡山市	3	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	広島市	1	1	1	4	4	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	北九州市	8	9	10	10	10	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	福岡市	5	5	5	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	熊本市	5	6	7	8	8	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	72	83	97	112	139	15	22	25	31	37	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4
68	横須賀市	3	4	4	4	4	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	11	11	11	11	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	503	640	744	840	937	63	81	101	114	134	1	1	1	3	3	12	13	14	19	24

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移

○ 里親の4類型の合計

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	436	469	475	515	509	218	227	236	240	234
青森県	108	116	120	122	125	43	46	43	47	45
岩手県	124	185	197	194	191	31	82	83	85	93
宮城県	84	141	149	131	149	36	87	80	78	80
秋田県	62	68	68	68	59	21	21	18	13	12
山形県	71	78	85	73	78	14	15	17	17	17
福島県	...	198	206	206	194	...	66	63	61	50
茨城県	162	178	194	195	207	67	65	64	64	60
栃木県	193	226	244	262	247	77	87	89	94	93
群馬県	128	127	127	106	117	38	43	42	42	42
埼玉県	333	376	428	389	444	118	129	136	139	166
千葉県	289	341	376	375	412	137	138	148	135	144
東京都	613	651	651	651	681	298	299	289	289	287
神奈川県	166	179	190	180	194	58	67	73	69	68
新潟県	162	174	170	161	164	54	50	63	59	58
富山県	63	73	79	76	81	12	14	20	20	24
石川県	40	49	52	57	55	16	19	20	21	21
福井県	48	62	67	75	72	17	15	19	15	14
山梨県	121	121	135	129	129	58	62	61	57	58
長野県	161	174	186	162	169	42	45	47	49	43
岐阜県	121	142	147	145	174	31	29	30	39	38
静岡県	205	229	238	248	252	67	77	79	86	76
愛知県	248	275	302	306	314	76	83	84	87	100
三重県	168	184	196	189	189	56	62	71	66	73
滋賀県	138	163	184	171	181	45	43	51	43	37
京都府	57	64	65	74	86	12	14	19	21	35
大阪府	133	149	162	152	160	46	56	61	59	63
兵庫県	227	255	282	269	295	81	95	99	98	107
奈良県	106	97	107	114	131	26	21	26	33	36
和歌山県	69	77	80	82	93	24	30	37	29	41
鳥取県	58	61	73	72	80	22	18	26	28	33
島根県	75	87	91	96	95	24	38	35	37	37
岡山県	46	57	69	75	89	14	19	26	29	33
広島県	95	101	116	127	125	33	39	39	42	42
山口県	126	132	135	136	151	38	45	52	52	48
徳島県	35	42	54	68	70	20	22	30	31	30
香川県	49	54	60	62	69	18	17	19	24	26
愛媛県	59	76	88	97	109	13	16	25	27	24
高知県	29	35	33	38	49	12	12	13	21	26
福岡県	114	137	145	169	177	64	72	71	86	77
佐賀県	53	61	67	59	69	19	25	27	28	26
長崎県	67	76	101	104	107	22	29	32	32	40
熊本県	62	68	79	88	105	25	23	29	28	26
大分県	115	128	134	127	135	66	62	56	57	56
宮崎県	95	102	111	93	90	39	50	52	50	51
鹿児島県	64	76	83	91	108	32	26	38	43	47
沖縄県	132	145	163	171	190	71	75	76	80	80
小計	6,110	7,059	7,564	7,550	7,970	2,351	2,675	2,814	2,850	2,917

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	159	191	204	217	230	73	83	87	87	92
仙台市	52	102	117	134	144	25	34	39	35	35
さいたま市	84	113	128	138	148	37	40	48	48	58
千葉市	47	54	54	53	59	18	19	17	19	18
横浜市	120	129	127	139	141	37	38	33	38	42
川崎市	90	107	115	130	116	45	49	53	45	43
相模原市	30	39	40	38	42	15	14	12	18	17
新潟市	65	66	70	75	79	23	22	23	29	26
静岡市	70	76	81	83	82	30	33	40	44	44
浜松市	50	57	64	63	74	15	16	19	20	18
名古屋市	87	103	123	141	150	27	29	48	56	58
京都市	89	99	112	94	95	21	21	23	28	31
大阪市	93	99	105	88	92	44	44	47	49	50
堺市	22	25	30	26	39	7	8	11	15	19
神戸市	39	58	71	78	86	11	13	20	27	26
岡山市	34	43	47	45	52	13	15	13	16	15
広島市	44	54	57	56	59	23	27	25	29	31
北九州市	68	75	79	79	63	25	27	25	26	21
福岡市	85	98	114	130	127	46	47	54	54	46
熊本市	32	38	44	39	50	25	26	24	15	21
小計	1,360	1,626	1,782	1,846	1,928	560	605	661	698	711
横須賀市	18	16	18	17	20	6	7	8	8	10
金沢市	16	25	28	28	31	5	5	4	4	6
小計	34	41	46	45	51	11	12	12	12	16
合計	7,504	8,726	9,392	9,441	9,949	2,922	3,292	3,487	3,560	3,644

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 養育里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	401	427	430	457	443	207	208	214	210	205
青森県	85	92	97	100	99	32	37	36	41	40
岩手県	95	134	140	141	143	20	51	52	52	58
宮城県	61	87	91	79	89	26	49	42	43	42
秋田県	36	42	43	43	39	20	16	17	10	11
山形県	60	68	74	63	65	10	11	12	9	13
福島県	...	157	164	160	135	...	47	44	44	33
茨城県	134	162	171	173	173	61	63	62	56	51
栃木県	174	198	209	218	201	60	60	62	69	63
群馬県	111	116	117	90	92	33	40	39	37	35
埼玉県	315	363	417	379	431	110	122	127	130	155
千葉県	247	293	306	301	340	113	107	115	107	119
東京都	445	466	456	457	475	268	272	267	262	269
神奈川県	165	178	190	180	193	54	61	70	68	66
新潟県	103	109	108	112	118	29	29	42	41	40
富山県	56	63	65	62	63	10	12	17	18	19
石川県	27	35	36	37	36	12	14	11	12	14
福井県	30	37	38	43	40	6	5	6	6	6
山梨県	92	99	113	113	115	40	49	48	45	47
長野県	108	125	136	104	109	33	33	31	29	23
岐阜県	75	93	100	94	123	19	20	20	23	22
静岡県	187	212	221	227	225	52	61	61	69	64
愛知県	241	269	296	271	293	66	76	72	74	81
三重県	114	125	130	116	128	32	36	39	40	47
滋賀県	117	146	164	149	162	30	33	40	37	32
京都府	38	45	50	58	60	6	11	14	14	27
大阪府	75	81	89	86	99	22	32	37	44	49
兵庫県	195	219	244	239	262	74	85	85	85	87
奈良県	55	64	74	79	89	17	17	20	23	28
和歌山県	61	72	75	78	87	21	24	28	22	38
鳥取県	49	52	59	56	60	16	14	18	19	24
島根県	65	74	77	79	81	17	28	25	22	25
岡山県	43	53	62	66	76	11	17	23	25	29
広島県	85	88	104	114	115	29	34	35	36	37
山口県	110	103	106	105	131	21	30	38	40	35
徳島県	21	26	33	43	45	13	13	16	18	18
香川県	35	42	47	49	55	13	13	16	21	22
愛媛県	45	62	72	84	97	10	14	20	23	17
高知県	25	27	26	28	32	11	8	9	13	13
福岡県	76	93	100	113	119	39	41	40	50	45
佐賀県	30	39	47	43	46	12	16	19	18	17
長崎県	38	46	70	79	78	12	19	20	25	27
熊本県	54	55	47	65	72	22	21	26	25	24
大分県	105	116	116	109	109	54	49	51	53	51
宮崎県	91	94	103	86	85	33	41	42	41	43
鹿児島県	46	54	61	64	71	21	16	23	24	25
沖縄県	110	120	136	148	162	60	63	63	79	70
小計	4,931	5,721	6,110	6,040	6,361	1,877	2,118	2,214	2,252	2,306

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	128	154	166	175	183	60	69	75	80	83
仙台市	35	72	82	88	93	22	28	28	28	28
さいたま市	84	113	124	134	144	31	35	44	44	52
千葉市	36	38	37	40	44	13	12	11	11	13
横浜市	92	95	93	97	97	30	33	28	34	34
川崎市	85	103	108	111	94	38	42	49	36	33
相模原市	30	38	40	38	42	15	13	12	18	17
新潟市	38	40	42	43	42	20	19	19	23	21
静岡市	63	70	74	76	74	26	30	36	42	42
浜松市	44	51	58	57	68	15	16	19	20	17
名古屋市	35	47	46	54	90	14	17	30	38	38
京都市	36	42	50	53	54	7	12	11	13	13
大阪市	49	58	68	69	77	29	32	35	38	46
堺市	14	16	19	16	27	2	3	5	9	13
神戸市	32	51	63	74	81	8	10	17	23	23
岡山市	31	38	42	40	48	12	13	13	15	12
広島市	38	49	51	49	52	20	27	24	29	31
北九州市	55	63	68	67	50	17	20	19	26	16
福岡市	69	79	91	101	95	38	36	41	38	35
熊本市	27	31	35	29	34	22	22	21	11	17
小計	1,021	1,248	1,357	1,411	1,489	439	489	537	576	584
横須賀市	17	16	18	17	20	5	7	8	8	10
金沢市	9	16	20	21	23	3	3	4	4	5
小計	26	32	38	38	43	8	10	12	12	15
合計	5,978	7,001	7,505	7,489	7,893	2,324	2,617	2,763	2,840	2,905

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 専門里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	50	50	49	50	53	7	9	11	11	14
青森県	18	18	18	20	20	4	4	4	4	5
岩手県	7	9	8	7	7	1	2	2	2	2
宮城県	4	4	4	4	4	-	-	-	-	-
秋田県	3	2	2	2	3	2	2	2	1	1
山形県	6	5	7	7	8	1	-	1	-	-
福島県	...	5	5	5	7	...	3	4	3	4
茨城県	8	11	12	12	12	4	1	1	2	1
栃木県	13	13	13	14	13	2	2	2	2	2
群馬県	5	5	9	9	8	1	1	1	1	1
埼玉県	20	21	20	19	23	4	5	3	5	7
千葉県	13	15	17	18	21	6	4	3	5	5
東京都	18	19	14	15	15	1	1	2	3	3
神奈川県	19	18	20	18	15	3	5	4	2	2
新潟県	7	7	8	8	8	7	6	6	5	5
富山県	4	4	4	4	6	-	-	-	-	-
石川県	3	3	4	4	4	1	1	1	1	2
福井県	3	4	5	5	3	1	1	3	1	1
山梨県	5	4	5	5	6	2	1	2	2	3
長野県	7	8	9	9	10	4	3	7	5	7
岐阜県	9	9	8	8	10	-	1	1	1	1
静岡県	4	8	8	9	10	2	5	5	5	5
愛知県	21	21	22	25	24	8	6	9	10	13
三重県	15	15	15	16	17	6	5	5	5	6
滋賀県	13	13	13	14	14	1	-	-	-	-
京都府	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-
大阪府	7	7	7	10	10	3	4	4	3	3
兵庫県	19	22	22	22	20	8	9	10	10	12
奈良県	3	4	4	5	5	2	1	1	2	1
和歌山県	8	10	13	13	14	1	1	3	3	3
鳥取県	10	12	13	12	12	3	4	6	4	4
島根県	9	11	12	14	16	3	6	7	6	5
岡山県	7	6	6	7	9	1	1	1	-	-
広島県	4	4	4	2	2	-	-	-	-	-
山口県	21	20	20	19	20	7	5	4	5	8
徳島県	7	8	8	8	8	1	1	1	-	1
香川県	4	3	3	3	3	2	2	-	-	-
愛媛県	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-
高知県	2	1	1	3	3	-	-	-	-	-
福岡県	4	4	5	5	5	1	1	1	2	2
佐賀県	-	1	1	2	3	-	-	-	-	-
長崎県	5	6	6	8	9	2	1	3	2	2
熊本県	12	12	12	12	13	1	1	-	1	-
大分県	18	20	20	20	21	4	5	4	5	4
宮崎県	10	11	11	11	10	3	3	4	3	3
鹿児島県	9	10	8	9	10	3	1	1	3	3
沖縄県	24	24	27	26	26	3	2	2	1	1
小計	460	489	505	521	542	116	116	132	126	142

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	14	15	16	18	21	5	6	5	5	5
仙台市	7	7	9	10	10	-	-	1	1	1
さいたま市	10	9	11	11	11	4	3	3	3	4
千葉市	5	5	5	7	7	3	3	2	3	1
横浜市	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
川崎市	9	10	11	11	11	3	4	4	3	3
相模原市	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	6	6	6	8	8	3	4	4	3	4
浜松市	3	2	2	3	3	2	1	1	1	2
名古屋市	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-
京都市	6	7	9	9	9	3	3	3	5	5
大阪市	3	3	3	2	2	2	3	2	1	1
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	6	5	3	3	4	1	1	1	1	1
岡山市	7	7	7	6	6	2	1	-	-	-
広島市	1	2	3	4	4	1	2	2	2	2
北九州市	6	6	7	7	6	2	2	1	1	1
福岡市	11	14	15	17	18	1	1	1	2	2
熊本市	6	6	12	6	6	2	2	-	-	-
小計	105	109	123	126	129	34	36	30	31	32
横須賀市	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
金沢市	4	4	4	4	4	3	-	-	-	-
小計	4	4	4	5	5	3	0	0	0	0
合計	569	602	632	652	676	153	152	162	157	174

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 養子縁組里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	23	25	31	43	50	2	5	8	11	6
青森県	18	26	28	32	38	3	1	-	-	-
岩手県	61	66	68	69	61	6	5	10	4	6
宮城県	15	18	22	21	23	3	2	2	4	5
秋田県	24	26	25	25	20	3	3	1	2	-
山形県	29	35	40	45	49	1	1	1	4	1
福島県	...	64	74	81	98	...	7	10	7	4
茨城県	24	16	19	17	28	1	1	-	-	3
栃木県	5	8	15	29	49	-	2	3	2	8
群馬県	10	8	7	13	21	-	-	-	2	3
埼玉県	190	222	263	253	298	1	2	4	9	8
千葉県	100	122	173	192	219	21	8	9	8	6
東京都	149	164	178	205	216	28	24	17	27	16
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	78	87	86	88	90	9	1	2	3	3
富山県	30	39	46	49	54	1	1	2	1	4
石川県	9	9	8	11	12	-	-	1	-	-
福井県	16	22	25	29	28	2	-	2	1	-
山梨県	9	6	6	5	4	1	-	-	-	-
長野県	70	82	86	85	93	9	12	11	8	8
岐阜県	46	54	60	71	92	6	5	6	10	8
静岡県	55	73	86	107	121	7	8	9	10	10
愛知県	107	129	152	175	176	8	7	7	5	10
三重県	21	25	29	39	47	-	2	5	4	4
滋賀県	23	31	41	47	57	8	7	7	3	3
京都府	14	16	17	22	23	1	-	1	4	6
大阪府	51	62	70	61	58	10	11	15	7	11
兵庫県	15	15	15	6	5	1	1	1	-	-
奈良県	46	42	47	52	58	2	1	1	4	2
和歌山県	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	5	7	11	13	16	-	1	3	5	4
島根県	10	12	15	17	23	1	3	2	1	1
岡山県	2	3	5	8	10	1	-	-	1	-
広島県	9	11	18	27	30	1	1	2	2	-
山口県	3	9	13	18	33	-	1	-	1	2
徳島県	8	9	11	14	17	1	2	3	2	-
香川県	11	14	16	18	21	-	1	2	2	1
愛媛県	27	31	35	40	46	2	1	-	-	3
高知県	10	11	9	8	11	1	-	-	-	1
福岡県	14	21	23	33	39	2	3	5	6	2
佐賀県	29	33	35	32	37	1	4	2	7	4
長崎県	31	30	43	41	45	2	4	3	1	4
熊本県	7	12	19	22	30	1	-	2	2	1
大分県	33	39	16	16	24	7	8	4	3	3
宮崎県	5	6	14	17	18	-	-	-	3	6
鹿児島県	34	40	43	48	57	3	2	7	6	6
沖縄県	13	14	16	14	16	-	2	5	-	4
小計	1,493	1,794	2,059	2,258	2,561	157	150	175	182	177

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	26	31	33	37	41	6	8	7	2	4
仙台市	16	21	27	36	42	2	2	5	3	3
さいたま市	2	1	-	2	3	2	1	-	2	3
千葉市	9	13	14	11	12	-	1	1	3	1
横浜市	25	32	31	38	42	4	3	3	1	6
川崎市	-	-	1	12	16	-	-	-	-	1
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	24	23	25	31	33	-	-	-	1	1
静岡市	5	5	5	5	6	-	-	-	-	-
浜松市	6	6	6	10	24	-	-	-	-	-
名古屋市	49	52	67	85	91	10	8	10	8	13
京都市	37	44	48	54	52	1	-	2	2	1
大阪市	33	33	38	25	28	5	4	3	5	1
堺市	4	4	6	6	9	1	-	1	2	3
神戸市	5	5	6	2	2	-	-	-	1	-
岡山市	3	4	4	4	5	-	-	-	-	1
広島市	3	4	5	6	6	1	-	-	-	-
北九州市	20	23	26	32	31	-	-	3	1	-
福岡市	12	15	29	37	46	-	3	7	8	4
熊本市	4	6	8	8	15	1	2	1	2	3
小計	283	322	379	441	504	33	32	43	41	45
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢市	5	8	7	7	7	-	1	-	-	-
小計	5	8	7	7	7	0	1	0	0	0
合計	1,781	2,124	2,445	2,706	3,072	190	183	218	223	222

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ 親族里親

(単位:世帯)

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
北海道	12	17	14	15	16	12	14	13	15	16
青森県	6	6	6	4	4	6	5	4	5	5
岩手県	5	27	29	31	28	5	27	26	28	28
宮城県	8	36	36	31	33	7	36	36	31	33
秋田県	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
山形県	3	3	4	4	3	3	3	4	4	3
福島県	...	12	12	12	12	...	12	12	12	12
茨城県	2	1	4	6	6	2	1	4	6	6
栃木県	16	24	22	22	20	16	24	22	22	20
群馬県	4	3	3	3	4	4	3	3	3	4
埼玉県	5	2	2	1	1	5	2	2	1	1
千葉県	18	21	23	19	19	17	19	23	18	18
東京都	1	2	3	3	4	1	2	3	3	4
神奈川県	1	1	-	-	1	1	1	-	-	1
新潟県	18	19	18	13	12	18	19	18	13	12
富山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川県	4	5	8	9	7	4	5	8	9	7
福井県	8	9	9	8	10	8	9	8	8	9
山梨県	15	12	11	11	10	15	12	11	11	10
長野県	9	5	8	9	6	9	6	8	9	6
岐阜県	6	4	4	7	9	6	4	4	7	9
静岡県	9	9	9	10	10	8	8	9	8	6
愛知県	1	1	2	3	2	1	1	2	2	2
三重県	18	19	22	18	17	18	19	22	17	17
滋賀県	7	3	4	3	2	7	3	4	3	2
京都府	5	3	4	3	3	5	3	4	3	3
大阪府	12	10	7	6	3	12	10	7	6	3
兵庫県	2	4	7	7	13	2	4	8	7	12
奈良県	5	4	5	5	6	5	4	5	5	6
和歌山県	3	5	6	4	5	3	5	6	4	5
鳥取県	4	2	3	3	4	4	2	3	3	4
島根県	6	7	7	10	8	6	7	7	10	8
岡山県	1	2	3	3	4	1	2	3	3	4
広島県	3	4	2	4	5	3	4	2	4	5
山口県	11	14	12	10	9	10	11	11	9	8
徳島県	6	7	11	12	11	6	7	11	12	11
香川県	3	1	1	2	3	3	1	1	1	3
愛媛県	1	1	4	4	4	1	1	4	4	4
高知県	-	4	4	8	12	-	4	4	8	12
福岡県	24	28	27	31	30	23	28	27	30	30
佐賀県	6	5	6	3	4	6	5	6	3	5
長崎県	6	6	6	4	7	6	5	6	4	7
熊本県	1	1	2	1	2	1	1	2	1	2
大分県	1	-	2	2	2	1	-	2	1	2
宮崎県	4	8	6	9	6	3	8	6	9	6
鹿児島県	5	7	7	10	13	5	7	7	10	13
沖縄県	9	10	10	9	12	9	10	10	8	10
小計	297	375	396	393	403	291	365	389	381	395

	登録里親数					委託里親数				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
札幌市	5	6	5	5	6	5	6	5	6	6
仙台市	1	9	9	9	8	1	9	9	7	6
さいたま市	-	1	4	5	4	-	1	4	5	4
千葉市	2	3	3	2	3	2	3	3	2	3
横浜市	3	2	3	4	2	3	2	2	3	2
川崎市	4	4	6	7	6	4	4	6	7	6
相模原市	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
新潟市	3	3	4	5	4	3	3	4	5	4
静岡市	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	3	4	8	10	9	3	4	8	10	8
京都市	10	6	5	10	13	10	6	7	9	13
大阪市	8	5	7	6	3	8	5	7	5	2
堺市	4	5	5	4	3	4	5	5	4	3
神戸市	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3
岡山市	-	1	1	1	3	-	1	1	1	2
広島市	3	1	1	1	1	1	-	-	-	-
北九州市	8	7	4	3	5	8	7	4	3	5
福岡市	7	7	5	6	5	7	7	5	6	5
熊本市	1	1	1	2	1	1	1	2	2	1
小計	66	69	75	84	81	64	68	76	79	75
横須賀市	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
金沢市	2	1	-	-	1	2	1	-	-	1
小計	3	1	0	0	1	3	1	0	0	1
合計	366	445	471	477	485	358	434	465	460	471

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ ファミリーホーム(個人・法人別)

(単位:か所)

		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類	
			個人	法人									
1	北海道	7	6	1	7	6	1	8	7	1	10	9	1
2	青森県	4	3	1	3	3		4	4		4	4	
3	岩手県												
4	宮城県	4	3	1	4	2	2	5	3	2	5	2	3
5	秋田県												
6	山形県	2	2		3	3		3	3		3	3	
7	福島県	1	1		1	1		2	2		2	2	
8	茨城県	3	3		3	3		4	4		4	4	
9	栃木県	1		1	1		1	5		5	5		5
10	群馬県	5	5		5	5		5	5		5	5	
11	埼玉県	3	3		9	6	3	11	7	4	12	7	5
12	千葉県	3	3		4	4		4	4		5	5	
13	東京都	14	12	2	14	12	2	15	13	2	19	16	3
14	神奈川県												
15	新潟県				1	1		1	1		2	2	
16	富山県	1	1		1	1		1	1		1	1	
17	石川県	2	2		2	2		2	2		2	2	
18	福井県												
19	山梨県	5	5		5	5		5	5		5	5	
20	長野県				2	2		2	2		3	3	
21	岐阜県	1	1		1	1		1	1		3	3	
22	静岡県	5	5		6	6		7	7		6	6	
23	愛知県	4	4		6	6		7	7		7	7	
24	三重県	3	3		3	2	1	3	2	1	3	2	1
25	滋賀県	9	8	1	10	9	1	13	12	1	14	13	1
26	京都府												
27	大阪府	3	2	1	5	2	3	6	3	3	8	4	4
28	兵庫県							3	3		4	4	
29	奈良県	1	1		1	1		2	1	1	2	1	1
30	和歌山県	2	2		3	3		3	3		3	3	
31	鳥取県	2	2		3	3		3	3		3	3	
32	島根県										1		1
33	岡山県	2	2		2	2		2	2		3	2	1
34	広島県	1	1		2	2		2	2		2	2	
35	山口県	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
36	徳島県	1	1		1	1		1	1		1	1	
37	香川県	1	1		1	1		1	1		1	1	
38	愛媛県	2	1	1	5	4	1	6	5	1	7	6	1
39	高知県	3	3		3	3		3	3		3	3	
40	福岡県	2	2		5	4	1	4	3	1	5	2	3
41	佐賀県	1	1		1	1		1	1		2	2	
42	長崎県	1		1	3	2	1	4	3	1	5	4	1
43	熊本県				1		1	2	1	1	2	1	1
44	大分県	11	10	1	12	11	1	12	11	1	12	11	1
45	宮崎県							1	1		1	1	
46	鹿児島県	3	3		3	3		4	4		5	5	
47	沖縄県	10	10		9	9		9	9		9	9	
	小計	126	114	12	154	134	20	180	154	26	202	168	34

		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類		全数	事業者者分類	
			個人	法人									
48	札幌市	4	2	2	6	3	3	7	3	4	10	4	6
49	仙台市				2	2		2	2		2	2	
50	さいたま市	3	2	1	3	2	1	4	3	1	7	6	1
51	千葉市	2	2		2	2		3	3		3	3	
52	横浜市	9	9		9	9		7	7		7	7	
53	川崎市	3	3		3	3		3	3		3	3	
54	相模原市	1	1		1	1		1	1		1	1	
55	新潟市	1	1		1	1		1	1		1	1	
56	静岡市												
57	浜松市							1	1		1	1	
58	名古屋市	1	1		3	3		5	5		5	5	
59	京都市	1	1		1	1		1	1		1	1	
60	大阪市	6	4	2	7	5	2	9	7	2	9	7	2
61	堺市												
62	神戸市				1	1		1	1		1	1	
63	岡山市	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
64	広島市	1	1		1	1		2		2	2		2
65	北九州市	4	4		6	6		6	6		6	6	
66	福岡市	8	2	6	11	1	10	11	1	10	12	2	10
67	熊本市	2	2		2	2		3	3		3	3	
	小計	49	37	12	62	45	17	70	50	20	77	55	22
68	横須賀市	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
69	金沢市												
	小計	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
	合計	177	152	25	218	180	38	252	205	47	281	224	57

※1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※2 各年度は10月1日現在の状況

4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算

○ 措置費の支弁 = 事務費 + 事業費

		1人当たり月額		
			うち事務費	うち事業費(※3)
里親	養育里親	約14万円	—	約14万円
	専門里親	約19万円	—	約19万円
ファミリーホーム(※1)		約22万円	約15万円	約7万円
地域小規模児童養護施設(※1)		約28万円	約21万円	約7万円
小規模グループケア (※1、2)	1グループの場合	約26万円	約19万円	約7万円
	6グループの場合	約32万円	約25万円	約7万円

<試算の条件>

※1 ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの事務費は、一般市及び町村に所在する場合を想定(措置費交付基準上、地域区分が「その他」の地域の基本分の単価で算定し、民間施設給与等改善費や心理担当職員等の加算分の単価は含まない)。

※2 小規模グループケアは、定員45人の児童養護施設(職員配置5:5:1)で小規模グループケアを1グループ又は6グループ運営している場合を想定。事務費は、本体施設の基本分の単価に小規模グループケアの単価を加算したもの。

※3 事業費は一般生活費、各種教育費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費、医療費等を含む。

なお、里親については里親手当(養育里親:72,000円、専門里親:123,000円)を含む。

5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)

(単位:か所)

		里親支援専門相談員配置数							
		乳児院				児童養護施設			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
1	北海道			1	1	3	5	6	9
2	青森県			3	3		3	5	5
3	岩手県				1	1	1	1	1
4	宮城県						1	1	1
5	秋田県			1	1				
6	山形県					1	2	3	3
7	福島県								
8	茨城県		2	2	3	1	2	3	5
9	栃木県	1	2	3	3	2	5	6	7
10	群馬県					3	3	3	3
11	埼玉県	1	2	3	3	2	10	20	20
12	千葉県				1	4	5	8	8
13	東京都	6	9	9	10	14	22	22	22
14	神奈川県	1	2	2	2	3	9	10	10
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県							2	2
18	福井県					1	1	1	2
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1
20	長野県								2
21	岐阜県		1	2	1		4	8	9
22	静岡県					2	3	4	5
23	愛知県	1	2	4	4				
24	三重県		1	3	3		2	9	8
25	滋賀県	1	1	1	1	1	2	2	2
26	京都府		2	2	2		1	1	1
27	大阪府	3	4	4	4	9	16	20	20
28	兵庫県			1	1	4	5	5	6
29	奈良県						2	2	2
30	和歌山県			1	1			1	1
31	鳥取県	2	2	2	2	1	2	2	2
32	島根県								
33	岡山県							1	1
34	広島県					1	2	3	4
35	山口県	1	1	1	1	5	6	6	8
36	徳島県			1	1	1	1	1	1
37	香川県						1	1	1

		里親支援専門相談員配置数								
		乳児院				児童養護施設				
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27	
38	愛媛県									
39	高知県	1	1	1	1			2	2	
40	福岡県	3	3	3	3	4	7	10	9	
41	佐賀県		1	1	1	1	3	4	4	
42	長崎県	1	1	1	1	2	2	4	6	
43	熊本県					2	5	6	8	
44	大分県	1	1	1	1	4	7	9	9	
45	宮崎県					1	1	1	2	
46	鹿児島県						1	8	13	
47	沖縄県		1	1	1	2	2	2	3	
小計		24	40	57	61	76	145	204	228	
48	札幌市	1	1	1	1	2	2	2	3	
49	仙台市				1	1		1	3	
50	さいたま市				1	1		1	1	
51	千葉市						1	3	3	
52	横浜市		3	3	3					
53	川崎市				1	2	1	1	3	4
54	相模原市				1	1		1	2	2
55	新潟市									
56	静岡市						1	1	1	
57	浜松市						1	1	1	
58	名古屋市		1	1	3		1	1	1	
59	京都市		1	2	2		4	7	7	
60	大阪市	2	3	4	4	2	6	9	10	
61	堺市					2	4	4	4	
62	神戸市		3	3	3					
63	岡山市							1	3	
64	広島市	1	1	1	1	1	1	1	1	
65	北九州市					1	1	1	1	
66	福岡市		1	2	2		1	1	1	
67	熊本市	1	1	1	1	1	1	3	3	
小計		5	15	22	27	10	26	42	49	
68	横須賀市								1	
69	金沢市								2	
小計									3	
合計		29	55	79	88	86	171	246	280	

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※平成24年度は11月1日現在、25年度から27年度は10月1日現在の状況

6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

○ 未成年養子(普通養子)の許可についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
未成年養子(普通養子)の許可の認容 件数	1037	1007	1045	973	964	926	790	790	749	710	728

(出典)司法統計年報

<注>未成年者に関し「養子をするについての許可」の認容件数(司法統計年報)であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

○ 特別養子縁組成立についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
① 特別養子縁組の成立及びその離縁 に関する処分の認容件数	307	314	289	309	327	326	374	339	474	513	544
② ①のうち離縁に関する件数	2	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0
特別養子縁組の成立件数(①-②)	305	311	289	309	326	325	374	339	474	513	544

(出典)司法統計年報

(参考)養子をするについての許可審判事件既済件数(認容件数 一家庭裁判所別)

(単位:件)

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全国総数		1,037	1,007	1,045	973	964	926	790	790	749	710	728
北海道	札幌	22	13	20	13	13	20	14	16	10	12	14
北海道	函館	1	2	1	4	1	2	0	4	1	0	0
北海道	旭川	1	4	0	2	3	3	7	0	8	3	7
北海道	釧路	6	8	5	7	5	3	3	3	7	4	2
青森県	青森	10	16	10	11	3	4	3	6	9	3	7
岩手県	盛岡	10	8	6	3	6	6	1	8	2	5	4
宮城県	仙台	13	6	14	10	8	13	18	14	7	13	11
秋田県	秋田	1	1	7	3	5	0	4	5	4	2	3
山形県	山形	6	5	12	3	5	5	3	3	3	3	5
福島県	福島	13	16	9	15	15	14	11	12	16	13	12
茨城県	水戸	44	27	30	34	29	22	22	15	33	17	19
栃木県	宇都宮	19	20	22	20	11	16	10	22	14	12	17
群馬県	前橋	23	19	23	29	28	30	17	6	16	11	17
埼玉県	さいたま	74	70	71	64	75	79	48	52	45	42	41
千葉県	千葉	74	75	77	80	65	68	69	50	44	38	48
東京都	東京	128	130	156	104	111	100	87	93	82	92	95
神奈川県	横浜	93	101	115	80	80	78	64	65	67	59	69
新潟県	新潟	18	12	13	16	18	16	5	7	11	14	16
富山県	富山	6	13	6	11	16	3	2	8	7	3	4
石川県	金沢	8	3	7	6	7	4	10	3	4	11	9
福井県	福井	9	9	7	4	6	5	3	8	3	3	0
山梨県	甲府	7	9	10	7	3	9	6	7	8	4	5
長野県	長野	19	14	27	15	28	14	7	17	13	17	16
岐阜県	岐阜	12	14	22	15	16	21	18	6	9	8	13
静岡県	静岡	35	41	36	45	50	34	35	29	27	28	21

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
愛知県	名古屋	59	72	57	61	60	78	62	71	54	37	56
三重県	津	16	19	13	29	16	19	8	16	10	17	13
滋賀県	大津	4	9	16	15	12	8	8	6	6	10	11
京都府	京都	19	18	17	14	18	15	10	14	9	10	12
大阪府	大阪	61	45	62	42	61	73	57	46	46	40	45
兵庫県	神戸	35	34	13	38	19	22	29	30	28	30	22
奈良県	奈良	4	3	5	9	8	11	6	3	3	10	5
和歌山県	和歌山	9	6	3	4	8	4	4	5	6	5	2
鳥取県	鳥取	6	3	1	0	3	2	3	1	4	2	3
島根県	松江	5	5	5	8	5	9	1	1	2	6	3
岡山県	岡山	13	14	10	12	14	13	16	11	10	7	8
広島県	広島	19	17	12	13	22	17	8	12	18	19	14
山口県	山口	7	8	11	13	7	6	4	7	10	5	10
徳島県	徳島	5	4	7	6	6	5	3	8	2	7	3
香川県	高松	6	5	4	6	4	4	4	8	4	4	1
愛媛県	松山	8	9	18	9	9	8	7	5	5	8	5
高知県	高知	2	8	7	4	7	3	9	7	4	3	4
福岡県	福岡	46	28	29	27	18	21	36	33	33	27	15
佐賀県	佐賀	2	6	2	1	3	4	4	5	2	4	1
長崎県	長崎	13	13	10	9	7	5	9	7	10	6	5
熊本県	熊本	10	9	6	6	18	7	8	7	7	7	9
大分県	大分	10	8	11	7	2	5	6	5	3	4	5
宮崎県	宮崎	5	9	6	14	8	4	4	5	2	6	5
鹿児島県	鹿児島	10	4	8	10	7	7	6	6	14	12	6
沖縄県	那覇	11	15	6	15	15	7	11	12	7	7	10

(出典)司法統計年報

(参考)特別養子縁組の成立に関する処分審判事件既済件数(認容件数 一家庭裁判所別)

(単位:件)

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全国総数		305	311	289	309	326	325	374	339	474	513	544
北海道	札幌	8	7	5	5	8	9	12	14	17	14	18
北海道	函館	1	2	4	1	1	2	0	2	3	0	1
北海道	旭川	2	3	2	2	2	1	1	5	5	3	2
北海道	釧路	3	3	1	2	5	7	3	3	4	3	6
青森県	青森	8	6	8	6	8	6	3	3	3	4	6
岩手県	盛岡	4	7	6	4	6	5	3	3	3	1	4
宮城県	仙台	6	6	7	7	7	1	7	5	8	4	4
秋田県	秋田	3	6	2	2	6	3	6	2	2	4	1
山形県	山形	6	2	7	5	5	6	3	6	3	6	4
福島県	福島	11	8	9	8	5	5	9	6	11	19	6
茨城県	水戸	5	8	10	3	7	3	7	4	12	10	14
栃木県	宇都宮	5	8	4	6	5	2	5	11	8	8	15
群馬県	前橋	4	2	9	4	6	5	2	3	4	8	8
埼玉県	さいたま	21	18	16	21	11	13	20	16	18	31	42
千葉県	千葉	9	17	11	9	16	22	15	17	27	25	23
東京都	東京	28	39	35	41	51	42	54	48	52	61	62
神奈川県	横浜	23	16	15	20	31	22	25	28	36	39	38
新潟県	新潟	7	8	4	6	6	4	7	3	3	15	5
富山県	富山	2	1	1	0	2	2	3	1	4	3	10
石川県	金沢	2	5	0	1	3	1	1	6	4	3	6
福井県	福井	3	3	4	0	0	3	4	1	3	4	3
山梨県	甲府	3	2	4	5	4	1	3	3	4	3	2
長野県	長野	9	10	6	6	10	13	10	11	9	10	9
岐阜県	岐阜	6	6	4	7	12	4	5	6	5	8	11
静岡県	静岡	7	4	8	8	9	16	12	15	11	20	23

都道府県名	家庭裁判所名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
愛知県	名古屋	25	28	22	18	15	29	37	23	40	39	60
三重県	津	6	5	4	7	3	4	4	4	12	6	8
滋賀県	大津	5	3	2	3	2	1	4	4	11	2	7
京都府	京都	3	3	8	10	4	6	8	1	10	6	9
大阪府	大阪	12	12	8	19	15	19	24	21	34	22	17
兵庫県	神戸	14	9	9	15	8	12	10	13	23	20	10
奈良県	奈良	5	4	6	5	4	5	2	0	3	3	5
和歌山県	和歌山	2	0	3	4	2	0	1	6	3	4	4
鳥取県	鳥取	1	1	3	1	3	2	0	1	1	3	5
島根県	松江	2	1	1	1	3	3	2	3	1	1	2
岡山県	岡山	0	3	2	2	1	3	1	2	3	2	4
広島県	広島	3	2	4	6	3	3	6	5	3	9	6
山口県	山口	1	0	2	5	3	1	2	1	7	2	5
徳島県	徳島	1	2	1	2	3	2	1	1	4	2	1
香川県	高松	1	2	2	2	2	3	2	3	3	3	4
愛媛県	松山	4	0	2	1	1	3	1	2	2	5	4
高知県	高知	0	7	2	1	2	2	1	2	0	0	3
福岡県	福岡	9	7	10	10	12	8	15	4	20	24	17
佐賀県	佐賀	1	3	1	1	1	2	3	4	3	7	5
長崎県	長崎	5	2	4	2	2	3	0	1	2	5	6
熊本県	熊本	4	4	1	3	5	3	5	4	6	10	13
大分県	大分	2	1	4	4	0	4	7	5	5	11	7
宮崎県	宮崎	2	3	1	2	1	0	1	0	1	1	2
鹿児島県	鹿児島	3	4	2	2	3	3	8	4	6	9	6
沖縄県	那覇	8	8	3	4	2	6	9	3	12	11	11

(出典)司法統計年報

(改正後全文)

雇児発0330第9号
平成23年3月30日

【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第3号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第3号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成2年3月5日雇児発第133号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

里親委託ガイドライン

1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討すべきである。

もつとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子どもも長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。
- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

(2) 子どもの年齢

① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えなくて支援をすることができる。

高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子ど

もの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齡児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじみず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や

施設を選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしばらくなくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

- ① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- ② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。
- ③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項（児童福祉法施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みで

あり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第28条措置を除き、児童福祉法第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第28条による措置の場合

法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

5. 里親への委託

(1) 里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行

い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

(2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧にいき、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

(4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

(6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どもがいる環境の方がより適ししやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという

保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てるので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

(8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども
- などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

(9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方

が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でない判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかななどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

(3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。

また、多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

(1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

(2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子ど

もにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

(3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

(4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養育里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

(5) 地域の子育て情報の提供

① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。

② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。

② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。

③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は情緒障害児短期治療施設に通所させることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の

意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいなくて子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の充実

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組み合わせながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

(2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割

分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
- ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
- ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
- ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

（4）里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要

であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

（5）市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

（6）里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

雇児発1130第3号
平成24年11月30日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」という。）において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとしている。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成24年10月に開催された社会的養護専門委員会において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「小規模化等の手引き」という。）が別添のとおりとりまとめられたので通知する。

貴職におかれては、御了知の上、下記に留意して取組を推進されたい。あわせて、管内の児童相談所等の関係機関、児童養護施設、乳児院等の関係施設等へ周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 「第I部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進」及び「第II部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進」について

小規模化等の手引きは、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人

員配置、小規模化に対応した運営方法などについて取りまとめたものである。小規模化等の手引きでは、児童養護施設、乳児院のそれぞれの特性に応じた小規模化に当たっての課題や運営方法等を示しているため、特に以下のことに十分に留意して小規模化を進めることが重要であること。

(1) 社会的養護の課題と将来像での位置づけについて

「社会的養護の課題と将来像」における児童養護施設及び乳児院の小規模化の位置づけについて、次のように示されていること。

- ① 児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。
- ② 乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割に十分留意しながら進めていくこと。

(2) 小規模化の意義

施設の小規模化は、施設運営方針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うものであり、「あたりまえの生活」を保障するものであること。

(3) 小規模化に当たっての課題への対応

小規模化に当たっての課題に適切に対応するために、職員を孤立させない組織運営の方法などをとる必要があること。

そのため、小規模化を進めるための予算制度や小規模化したグループの人員配置と応援配置の例を示しているため、これらを参考に小規模化の可能性を検討すること。

2 「第III部 計画的な推進等」について

「社会的養護の課題と将来像」では、「施設が9割、里親が1割」である現状に対し、今後10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられている。これを踏まえ、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間（以下「推進期間」という。）でこの目標を達成することを目指し、以下の

ように、都道府県は各施設に要請して「家庭的養護推進計画」を策定させるとともに、都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定し、これに沿って、地域の実情に即して、計画的に取組を推進すること。

なお、計画に規定すべき内容、策定手順、時期等については、別途具体的にお示しすることとしている。

(1) 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定について

都道府県は、各施設に「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請すること。

各施設は、都道府県からの要請に基づき、都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。

同計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。

同計画の対象とする期間は、推進期間（15年間）のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

(2) 「都道府県推進計画」の策定について

「都道府県推進計画」では、平成27年度を始期とした「都道府県推進計画」を上記の調整を行った上で策定し、同計画においては推進期間（15年間）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期（5年）ごとの目標を設定した上で、推進期間（15年間）を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

また、平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。

なお、指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

(注) 上記計画の始期及び推進期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第6

5号）の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の始期及び同計画が5年を1期とすることを踏まえて設定したものである。なお、同法の本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討され、その際、社会的養護の職員体制の強化についても検討される予定である。

(3) 子ども・子育て支援法の各計画との関係

「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされている。同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることから、同計画と「都道府県推進計画」との整合性に留意すること。

(別添)

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
平成24年10月

はじめに

第Ⅰ部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たった課題と対応
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法
9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たった課題
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化に対応した運営方法
9. 小規模化の方法とステップ

第Ⅲ部 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定
2. 都道府県計画の策定
3. 施設整備費等の確保
4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて
5. 推進に当たった留意点

はじめに

- ・平成23年7月に、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会で、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられた。現在、これに沿って、施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の引上げなど、社会的養護の充実を図る取組が進められている。
- ・平成24年3月には、社会的養護の施設種別ごとに施設運営指針が策定され、「家庭的養護と個別化」は、社会的養護の原理の第1番目に掲げられている。
- ・指針では、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきとし、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要であるとしている。
- ・児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、“施設が9割、里親が1割”の現状に対し、今後十数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていこう目標が掲げられた。児童養護施設については、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。
- ・この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」は、社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法、小規模化の計画の策定方法などについてとりまとめ、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。

ワーキング構成（◎は座長）

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員 東京恵明学園乳児部施設長

第 I 部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にしている。
 - ・児童養護施設の小規模化・地域分散化には、
 - ①本体施設の定員を小さくすること、
 - ②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、
 - ③地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくことの3つの要素がある。
 - ・「社会的養護の課題と将来像」では、今後10数年の間に、児童養護施設の本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）し、本体施設の定員を45人以下にしていくとともに、グループホームやファミリーホーム、里親支援を推進し、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく、という目標を掲げている。
 - ・上記の目標を達成し、施設機能の地域分散化や里親委託を推進するにあたっては、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた施設の人員配置の改善や質の向上を図りながら、十分なケアを行える体制を整えていかなければならない。
 - ・また、施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援していく。
 - ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、施設経営が縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくものであり、将来像に向けての積極的な取組が期待されている。
- (注)「本体施設」は「本園」とも表記するが、同じ意味である。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

②小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。

- (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。（45人以下は現在の小規模施設加算の基準）
- (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- ・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同時に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進していく必要がある。
- ・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換することが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。
- ・また、施設整備に当たっては、建築費の4分の3を補助する制度が行われているが、グループホームやファミリーホームについては、設置主体が施設整備することもあるものの、町の中の住宅を賃借して行う場合も多い。施設機能の地域分散化の推進のためには、賃借の場合は、施設整備の補助に代わり、賃借料の補助の仕組みを検討する必要がある。
- ・このほか、大規模施設を分割して、その半分を施設の立地が無い地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。

③養育の機能を確保するための職員配置の充実

- ・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。
- ・小学生以上児に6：1などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算1名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、1グループに3人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時1人の人員配置に薄まる。また、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。
- ・このため、小規模ケアの普及のためには、6：1等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。
- ・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー（基幹的職員）やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。
- ・なお、養育単位の小規模化をする場合、調理員等の人員を、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くなどの柔軟な運営方法をとることが有効である。

④小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

- ・小規模グループケアは、1グループの児童定員が6人～8人で、これを生活単位（ユニット）とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。
- ・また、小規模グループケアは、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能であり、さらに家庭的な形態である。

- ・地域小規模児童養護施設（グループホーム）は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を利用して運営するもので、同様に家庭的な形態である。なお、措置費の仕組みとして、小規模グループケアはグループホーム形態の場合でも本体施設と一体の保護単価となるのに対し、地域小規模児童養護施設では区分して設定される。
- ・ファミリーホームは、1ホームの児童定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。
- ・家庭的な養育環境として、本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象となる。

⑤本体施設の高機能化

- ・児童養護施設は、入所児童の53%は虐待を受けた経験があり、23%は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。
- ・また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。
- ・また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。
- ・児童養護施設の施設運営の質の向上のためには、人員配置の充実とともに、養育の技術や方法論の向上、施設のマネジメント力の向上に取り組む必要がある。一人一人の子どもの課題への対応や、親支援やペアレントトレーニングの技術の向上、将来の自立した生活の力を高める養育、施設退所後の継続的支援、子どもの意見をくみ上げ、子どもの権利を擁護する取り組み、開かれた風通しの良い組織づくりなど、施設運営の質を高める取り組みを推進していく必要がある。
- ・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

5. 社会的養護の整備量の将来像

(4) 施設機能の地域分散化の姿

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく。
- ・現在、児童養護施設の在籍期間は10年以上が10.9%、5年以上が38.8%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所を無くす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリーホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、全ての施設を変革していく。

2. 小規模化の意義

- ・施設の小規模化は、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、「あたりまえの生活」を保障するものである。
- ・児童養護施設の本体施設における小規模グループケアや、グループホームには、次のような子どもにとってのメリットや意義がある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
 - 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
 - 調理をすることにより、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
 - 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
 - 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
 - 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる。
 - 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
 - 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく。
 - 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
 - 自立を意識し、意図的に子どもにかかわれる。
 - 少人数のため行動しやすい。
 - 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。
 - 地域の子ども会、自治会、学校区の関係者との交流が深まる。

3. 小規模化に当たっての課題と対応

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するため、8で掲げるような、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
 - 新人の育成が難しい。
 - ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある。
 - 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。

- 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、落ち着くまでは、衝突も増える。
- 感情の起伏が激しく、暴力、自傷、非行があるなどといった深刻な課題を持つ子どもがいる場合は、少人数の職員では対応が難しく、また、少人数の子ども集団の中で、その集団の全体とその集団に属する他の子どもへの影響が大きい。
- 家庭の養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

- ・小規模化・地域分散化を進めるに当たって、課題の大きい子どもについては、職員体制の厚い本園で支援するなど、本園と分園の特徴を活かしてそれぞれの児童にふさわしい支援を行う。
- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、同時並行して本体施設に多様な支援機能を拡充・統合しながら、総合的に進めることが必要である。本体施設による総合的な支援体制づくりが、小規模化・地域分散化の前提となる。

4. 小規模化の取組状況

①小規模グループケア

- ・小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には児童養護施設では315施設で315グループが実施されていたが、平成24年度には、369施設で686グループの実施が見込まれており、5年間で倍増している。
- ・小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

②地域小規模児童養護施設

- ・地域小規模児童養護施設は、平成12年度に予算上制度化され、平成19年度には146か所が実施されていたが、平成24年度には、185施設で244か所実施が見込まれ、5年間で約100か所増加した。
- ・地域小規模児童養護施設は、制度化当初は1施設1か所までであったが、平成20年度からは1施設が複数実施することが可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・本体施設の敷地内で行うものと、敷地外でグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）がある。
- ・定員は、6人以上8人以下となっている。
（注）平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則6名とする」とされていたが、

8名定員のもので実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として6人以上8人以下とする」と改められた。

- ・措置費の人員配置は、5.5:1などの本来の基本的配置に、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が加算される。
- ・1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の規模化及び地域分散化の計画を策定することとされている。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を45人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②地域小規模児童養護施設

- ・定員は6人となっている。
- ・措置費の人員配置は、児童指導員又は保育士3人（うち1人は非常勤とすることが可能であり、措置費上は1名は非常勤で積算されている。）、管理宿直専門員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が積算されている。
- ・1施設で複数か所の設置が可能であり、本体施設1施設につき2か所を超える指定をするときは、家庭福祉課と協議することとされている。

（注）・分園型小規模グループケアも、地域小規模児童養護施設も、グループホームという点では、目的も形態も同じである。措置費上の仕組みが異なり、分園型小規模グループケアは、本体施設と合算して定員区分に応じて保護単価が設定され、小規模グループケア加算がされるのに対し、地域小規模児童養護施設は、措置費上、本体施設や他のグループホームと切り分けて1か所ごとに保護単価が設定される。

・このため、施設で1、2か所目のグループホームを設置する場合は、地域小規模児童養護施設の方が設置しやすい。他方、本体施設の定員が小さく、グループホームを多数持つ施設の場合、施設長や家庭支援専門相談員などの施設共通の職員の費用がグループホームの保護単価にも分散して反映される分園型小規模グループケアの算定方式の方が、本園と分園の児童の保護単価の差を小さくできる。

・このことから、制度上、両方の制度を設け、かつ地域小規模児童養護施設の1施設当たりの数を制限している。なお、小規模グループケアの数についても、施設全体の定員数を一定範囲以下とする観点から、6か所までとしている。

（注）・施設の認可定員は、本体施設（本園）の定員と地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアなどのグループホーム（分園）の定員を合算したものである。一方、地域小規模児童養護施設を除く分園及び本体施設の措置費の算定に当たって用いる定員は、地域小規模児童養護施設の定員を含まない定員となる。

③賃借費加算

- ・地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアについては、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。（自立援助ホームやファミリーホームも同様）

④措置費関係その他

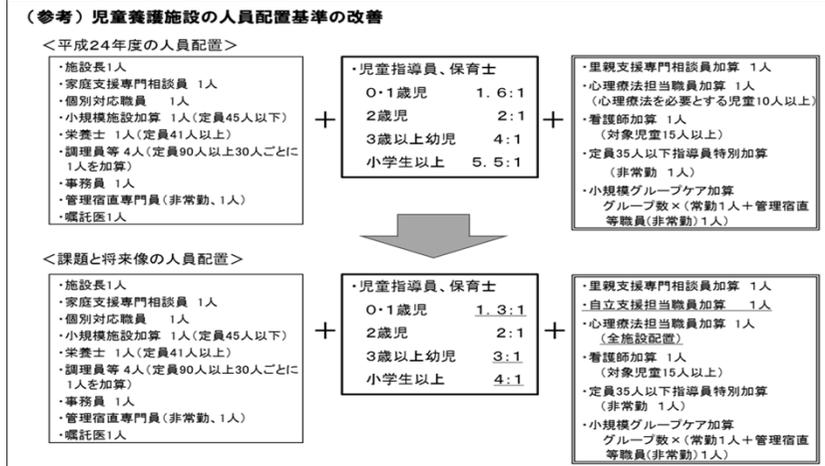
- ・平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- ・定員41人以上の施設において栄養士の算定ができる現行制度について、施設の定員に地域小規模児童養護施設の定員を加えて算定できるよう、今後、算定方法の改善を検討することとしている。

⑤施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、本園型、分園型ともに、施設整備費の子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・地域小規模児童養護施設についても、その定員に対して、児童養護施設本体と同じ子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・本園には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- ・本園には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

⑥安心こども基金

- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。



6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

①1グループの標準的な人員配置

- ・現行制度で可能な1グループの標準的な人員配置は、「3人配置による早番・遅番勤務(1人体制)+非常勤の管理宿直等職員・家事支援員」の体制である。

この「3人配置による1人体制」とは、1日を早番と遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $3 \times 65 \text{日} \times 2 \text{人} \div 255 \text{日} = 2.86 \text{人}$ となり、3人が必要となることによる。

(注) 年間所定内勤務日数は、事業所により定めが異なるが、厚生労働省平成23年「就労条件総合調査」では、医療・福祉分野の平均年間休日総数が110日であることから、年間勤務日数を255日として計算した。休日のほかに、職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得をしやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・この3人の配置は、小規模グループケアでは、基本配置+小規模グループケア加算1+調理員等の一部を充てる。

(注) 児童定員6人のグループの場合、平均的な数の年少児があるとすると、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の小学生以上5.5:1、年少児4:1の配置基準では、2.15人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である小学生以上4:1、年少児3:1の配置基準では、2.57人の職員配置となる。

このため、3人配置は、現行では0.85人、目標水準では0.43人の補充をすれば確保できる。児童養護施設の小規模グループケアでは、各グループで調理を行うため、施設全体を小規模グループケアとする場合は、施設の調理員等(1施設4人)をこれに充てることができる。

	配置基準		6人グループで、小学生以上5.2人、年少児0.8人の場合の職員数	小規模ケア加算+1	3人配置のための調理員等からの補充
	小学生以上	年少児			
現行	5.5:1	4:1	$5.2 \div 5.5 + 0.8 \div 4 = 1.15 \text{人}$	2.15人	0.85人
目標水準	4:1	3:1	$5.2 \div 4 + 0.8 \div 3 = 1.57 \text{人}$	2.57人	0.43人

※年少児の数は、児童養護施設入所児童等調査 3~5歳児計4,351人/全体31,593=14%に
より、 $6 \text{人} \times 14\% = 0.8 \text{人}$ で試算

- ・地域小規模児童養護施設では、3人の配置が措置費に積算されている。
- ・宿直は、1グループに1人分の管理宿直等職員の費用が計上されていることから、週の半分を管理宿直等職員で補う。また、管理宿直等職員の費用の一部は、夕方などの家事支援員の配置に充てることできる。
- ・管理宿直等職員を用いた宿直職員や家事支援員については、児童指導員や保育士の有資格者に限らなくても良い。児童福祉を志す学生や、施設の元職員、主婦、元教員、人生経験豊富な年配者など、支援に幅を持たせることができる。ただし、専門職員でない宿直職員のみとなる夜間については、施設全体では、本園やグループホ

ームの中のいずれかに専門職の常勤職員が宿直し、緊急時に応援を受けられる体制とする必要がある。

(注)労働基準法では宿直は原則週1回であるが、1グループ3人の職員で交代勤務する場合、住み込みの場合を除き、宿直が週2回になってしまう。これに対応するため、地域小規模児童養護施設では管理宿直等職員が措置費に算定されており、小規模グループケアについても、平成24年度から1グループに1人の管理宿直等職員を算定した。

②多様な配置方法

- 標準的な①のほか、多様な配置方法がある。
- 管理宿直等職員2グループ分の配置に替えて1名の常勤職員を置いて2グループを兼務とし、本園2グループに職員7名を配置する方法。この場合には、宿直者は2グループで1人として、職員7人が週1回ずつの宿直を行う。
- 住み込み職員とし、宿直によらない方法。
- 子どもが学校に行っている昼間の職員配置をしぼり、夕方を複数配置にする方法。

③応援職員の配置

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、個別対応職員1人、定員45人以下の小規模施設加算職員1人、定員35人以下の指導員特別加算1人(非常勤)、調理員等4名から、①の1グループ3人を確保するための不足分に充てた分を除いた人数のほか、虐待待児童受入加算費、本体施設の管理宿直専門員、年休代替職員費(年間20日分×職員数)による人数を加えた人数となる。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

(注)非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費(職員1人当たり年額285,700円)もある。



⑤配置構成例

- 施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。

・なお、現行の5.5:1の基本配置の下では、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、4:1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例 【基本配置5.5:1ベース】(6人グループ)



配置構成例 【基本配置4:1ベース】(6人グループ)



⑥各グループの子どもの数の柔軟な変動

- オールユニット型の施設では、個々の子どもの状態や互いの関係性などを考慮して必要がある場合には、各グループの子どもの数を、柔軟に変動させて運用することができる。
- 例えば、施設定員40名で本園・分園合わせて小規模グループケア6グループの場合、各グループの定員を6~8人と設定しておき、施設定員40人を超えない範囲で、変動して運用することができる。(この場合、各グループの面積は1人当たり4.95㎡以上にしておく必要がある。なお、地域小規模児童養護施設を除いた施設全体で定員の充足率を考慮する暫定定員の仕組みが適用されることから、個々の小規模グループケアの単位では、在籍児童5人以上の要件は問わないこととする。)

【各グループの子どもの数を、柔軟に変動できるようにした場合】

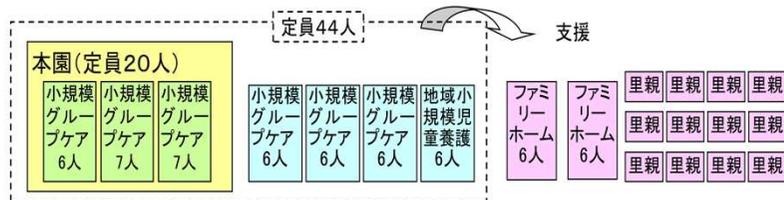


7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体の構成の標準的な姿

- 施設の全体の構成の標準的な姿は、「本園3グループ+分園4グループホーム」とする。（本園小規模グループケア3+分園型小規模グループケア3+地域小規模1）
- このほかに、2か所程度、ファミリーホームを開設し、又は支援する。

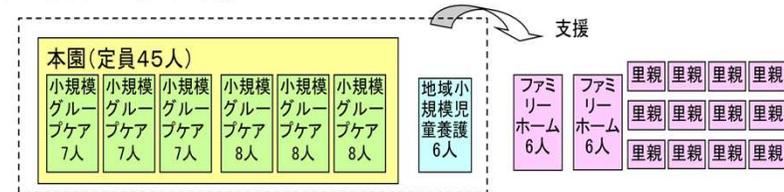
例1【標準的な姿】 本園3グループ、分園4グループホーム



②多様な姿

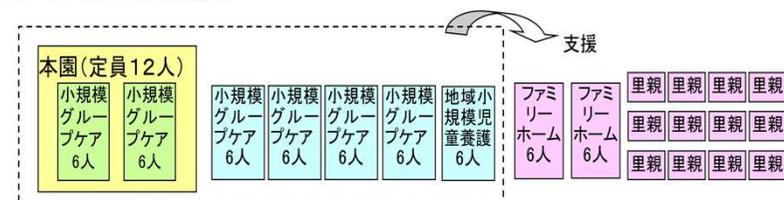
- 「社会的養護の課題と将来像」では、本園を定員45人以下にしていこうとしている。これを小規模グループケア6グループで実施すると、6グループ×7人又は8人=45人となる。

例2【本園の最大定員】 本園6グループ、分園1グループホーム



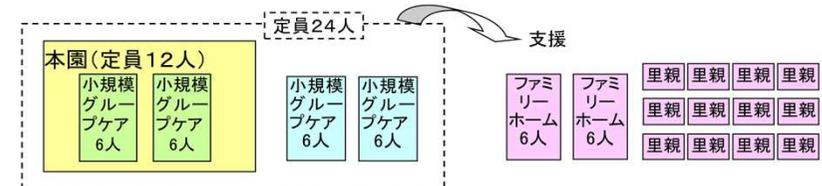
- 本園の最小定員についての定めは無いが、1グループのみの本園は想定されないため、2グループ×6人=12人が、最小定員となる。

例3【本園の最小定員】 本園2グループ、分園5グループホーム



- 本園と分園を合わせた施設の最小定員は、本園2+分園2=4グループ24人が考えられる。

例4【施設の最小定員】 24人=小規模グループケア(6人×4)



- 本園+分園の最大定員についても定めは無いが、管理の限界が必ずとあるのではないかと考えられ、将来像としては、小規模グループケア6×8人+地域小規模2×6人=60人程度までと考えられる。

例5【施設の最大定員】 60人=小規模グループケア(8人×6)、地域小規模(6人×2)



(参考)「社会的養護の課題と将来像」の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

- A 本園：児童養護の本体施設で1万1千人 → 1施設平均20人(3グループ)
11,000人×1.11=定員12,210人、12,210人÷600施設=20.35人
- B 分園：分園型小規模グループケアで9000人 → 1施設平均17人(3ホーム)
9,000人×1.11=定員9,990人、9,990人÷600施設=16.65人
- C 分園：地域小規模児童養護施設で3200人 → 1施設平均6人(1ホーム)
3,200人×1.11=定員3,550人、3,550人÷600施設=6人
- D 施設全体： A+B+C=43人程度

③本園の施設整備

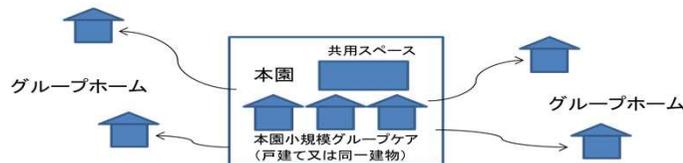
- 本園についても、できる限り「あたりまえの生活」を保障できる構造とする必要がある。
- 新築又は改築で整備する場合は、同一敷地内での戸建て住宅型が望ましい。敷地の条件等を考慮して、同一建物での合築型とする場合でも、ホームごとに独立した玄関を設けるなど、各ホームの生活に独立性を持たせることが必要である。
- 既存の大舎制の建物を改修する場合に、構造上、各ホームへの玄関の設置が難しい

場合は、施設の共用の玄関を使用した上で、各ホームを内廊下でつなぐこともやむを得ない。

- ・本園の全てを小規模グループケアとし、各ホームに、居間、キッチンを設ける。
- ・トイレは男女別としないが、各ホームに複数あることが望ましい。
- ・各ホームに通常の家計仕様の浴室を設ける。
- ・建物は、施設的な建物よりも、できる限り、一般住宅の仕様、デザインとすることが望ましい。
- ・本園には、事務室、相談室・心理相談室、集会室・地域交流スペースを設けることが必要。ショートステイ室も設けることが望ましい。
- ・子どもが不安定になったときに、クールダウンに用いることができる部屋も必要である。

④分園の施設整備

- ・分園（グループホーム）は、できる限り一般家庭に近い生活ができる場とする。
- ・既存住宅の賃借のほか、建主にグループホーム向けの間取りの建物の新築を依頼して賃借する。措置費で賃借料が算定できるため、初期投資の負担が軽い。
- ・自己所有で新築する場合には、施設整備費の対象となる。新たに建物を整備する場合は、施設的な建物とせず、できる限り一般住宅と同様の仕様とする。



⑤ファミリーホームの開設や支援

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の将来像として、「施設によるファミリーホームの開設や支援」を推進するとし、「1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つ」としている。
- ・ここでいう「ファミリーホームを持つ」とは、「開設や支援」の意味であり、施設を設置する法人がファミリーホームを法人設置により開設する場合に限らず、施設元職員が独立してファミリーホームを開設することを支援することや、地域の里親が開設するファミリーホームを支援することも含む。
- ・小規模グループケアを6か所まで行う際の計画の要件に、「ファミリーホームを2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。」ことを計画に含むこととされているが、これも同様に、自ら開設する場合に限らず、支援を含むものであり、また、その計画は、社会的養護の課題と将来像が目指している十数年の期間内における実現を図

る趣旨である。

- ・ファミリーホームは、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親が大きくなったものであって、施設が小さくなったものではない。施設が開設や支援を行う場合には、施設を小さくしたものにならないよう注意が必要である。
- ・ファミリーホームには、施設のグループホームと異なり、養育者家族の十分な居住スペースが必須である。
- ・施設職員のライフプランとして、施設職員として培った専門性と経験を生かして、里親になったり、独立してファミリーホームを開設することは、有意義なことであり、施設として支援することが望ましい。
- ・ファミリーホームの支援は、里親支援専門相談員を配置し、里親支援と同様の支援を行うほか、事務面の支援など、ファミリーホームの特質を踏まえた支援に努める。

8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法

①職員を孤立させない組織運営

- ・職員が課題を一人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- ・小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- ・施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- ・緊急時に相談したり、応援に来てもらえる体制をつくる。
- ・職員のサロン（井戸端会議）的な集まりを行う。
- ・ケース会議を行い、課題を組織全体で考える取組を行う。
- ・パソコンでの情報共有を行う。
- ・スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- ・施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- ・分園を含めて参加できる行事を行う。
- ・非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

②自主性を尊重したホーム運営

- ・個々のホームごとに、運営方針を明確化し、職員が共有する。
- ・子ども達の意見や、ホーム等の担当職員の意見も取り込んで、子ども達が主役となる方針を作る。
- ・子どもとともに生活をつくる。子どもたちとホームの担当職員が参加したホーム会議を行う。また、ホーム通信を発行するなどにより、帰属意識や一体感を醸成する。

③調理と家事

- ・調理と家事は、家庭的な養育環境とするため、各ホームで職員が行うことを基本としつつ、家事支援員の活用や、栄養士の配置がある施設では栄養士による支援を行う。

④対外的なこと

- ・学校関係、児童相談所関係、近隣との関係、家族との関係など、対外的な対応については、一人で抱えることなく関係する職員の間で共有し、組織の一員として行う。
- ・ホームの出来事を施設で共有できるよう発信する。
- ・円滑に学校（幼稚園）生活を送ることができるようにする。学級担任との話し合いの機会をつくったり、電話連絡をこまめに行う。
- ・親との連絡や面会は、児童相談所の担当児童福祉司と相談をしながら進める。家庭支援専門相談員や心理療法担当職員との連携も大切。

⑤地域との関係づくり

- ・ボランティアの受け入れなど地域の力を活用するとともに、地域との交流や地域理解を深め、日頃から地域との関係性を積極的につくっていく努力を行うことで、地域からの反発や不理解を防ぐ。

⑥本体施設とグループホームの役割等

- ・本体施設では、小規模グループケアを担当する職員に加え、施設長、心理療法担当職員、個別対応職員その他の応援職員が支援しやすいことから、課題を持つ子どもにも対応しやすい。
- ・グループホームは、地域の中でできるだけ家庭的な生活を実現させやすい反面、職員数が限られていることから、脆弱性も有している。入所間もない児童や、何らかの理由で不安定な状態の子どもは本体施設で生活させ、安定してからグループホームでの生活とするなどの運用が考えられる。
- ・各グループにおいて、職員と児童のマッチング、児童間のマッチングに配慮する。

⑦組織づくり、人材育成

- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。

- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。

- ・本体施設から離れたグループホームの孤立化防止の方策を講じる。

- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。

- ・職員の人材育成を図る。また、人材確保のため、養成機関の学生に、実習生、アルバイト、ボランティア等により小規模化した施設を体験してもらうことも重要。

(参考) 小規模グループでの一日

①朝

- ・職員起床。カーテンを開ける、朝食作り、弁当づくり。外の見回り。
- ・児童起床。朝食。

- ・一日の始まりはとても大切。前日の準備とともに、スムーズに登校、登園できるように準備する。早め早めの準備は、気持ちに余裕を持たせる。

- ・洗面、歯磨き、身だしなみを整える。子どもの個性を尊重することは大切だが、生活力、衛生面、マナーなど、しっかりと身支度をさせることを子ども達に話して、身につけさせることが大切。

- ・児童登校。登園。

②日中

- ・子ども達が出かけた後は、掃除、洗濯等の家事業務。有意義に時間を使う。

- ・グループホームでは、家の周りの掃除は、近隣の方と話をするきっかけにもなる。

- ・子どもの部屋の掃除を子どもの了解をとりながら行う。きれいな生活空間を教えることは重要。

- ・学校の休みの日の対応

③夕方と夜

- ・学校、幼稚園から帰ってくる子どもの姿から、学校、幼稚園での様子を感じ取るとともに、学校、幼稚園でのできごとについて子どもから聞く。

- ・学力をつけるように、ホーム内でのルールを子どもとともに決め、守れるようにする。

- ・夕食をともにしながら、一日の話を、食卓を囲み一人一人から話を聞く。食卓を囲む中でホーム全体の協調性や方向性ができる。

- ・寝る前に一人一人と個別の時間を持てる工夫をする。一日の振り返りと明日への準備を行う。

9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

①地域小規模児童養護施設をまず1か所設置

- ・地域小規模児童養護施設を行っている施設は、平成24年度で185施設であり、585施設の3分の1程度となっている。今後、全ての施設がグループホームを持つよう、まず1か所の地域小規模児童養護施設の設置を推進する。
- ・まず1か所設置することにより、小規模化に対応した施設運営方法や養育方法のノウハウの取得に努める。
- ・なお、施設の定員に余裕がある地域においても、本体施設の定員を引き下げてグループホームを設置することが可能であり、これを推進する。

②地域小規模児童養護施設の2か所目や分園型小規模グループケアを設置

- ・本体施設の定員を引き下げながら、グループホームを推進する。

③大規模修繕による本体施設の小規模化ケア化（ユニット化）

- ・児童の居住空間の拡大のためには、大規模修繕による本体施設の小規模ケア化を推進する。

④建て替えによる本体施設の小規模ケア化

- ・当面8人グループで整備しておいて、後に6人グループに移行したり、当面多めの数のグループを整備しておいて、後にグループ数を減らしてショートステイや家族宿泊室などに転用するなど可能である。

⑤本園の定員の引き下げ

- ・施設整備費補助を受けて整備をした施設において定員削減を行った場合であっても、これを行いながら子どものためのスペースを広げて養育環境の向上を図るときは、定員削減により補助金の返還が必要となるものではない。

⑥ファミリーホームの推進

- ・ファミリーホームの開設又は支援は、将来計画でも可。グループホームから将来ファミリーホームに転換することも考えられる。

⑦施設の分割

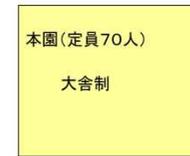
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、「大規模施設を分割して、その半分を施設の立地がない地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。」としており、地域の施設ニーズに応じ、そのような方策も考えられる。ただし、大規模な児童養護施設を、単に同一敷地内で2か所の児童養護施設に分割することは、小規模化の趣旨に沿うものとは言えない。

⑧グループホームの適切な配置

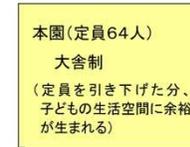
- ・町はずれや山間部にある施設は、街中や駅近くにグループホームをつくり、児童の通学の確保や地域との関係づけが容易にできる環境を保障する。
- ・一つのグループホームでは本園から距離があると孤立しがちとなることから、複数のホームを近隣につくることなども考えられる。

例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る ⇒小規模養育のノウハウを習得 ・本園の定員を引下げ



③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

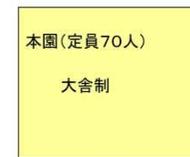


④本園を全ユニット化する

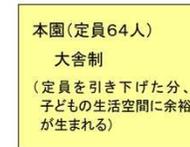


例2:【まずグループホームを整備し、その後、本園を改築して小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る ⇒小規模養育のノウハウを習得 ・本園の定員を引下げ



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

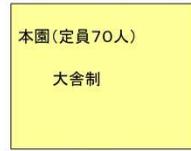


④本園を改築して、全ユニット化する



例3:【まず本園を大きめに改築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の小規模化】

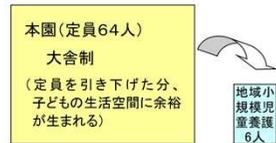
①現状(定員70人大舎制の例)



③本園をやや大きめに改築



②まず1か所グループホームを作る
⇒小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



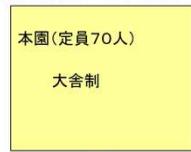
④グループホームやファミリーホームを整備しながら、
本園の定員を縮小



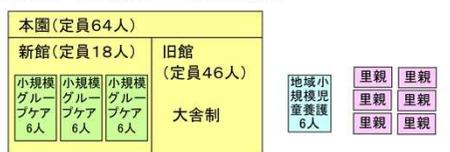
- 例 ▶まず、8人ユニットで整備しておいて、将来6人ユニットにして定員を縮小する(2人部屋を個室で利用するなど)
▶まず、本園を多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する
▶まず、本園を中舎又は小舎で建て替え整備する場合でも、小規模化した際のトイレ・キッチン・バスの水回りを考慮した配置としておき、将来、中舎・小舎を分割して、小規模ケアできるようにしておく。

例4:【まず本園の敷地内に、小規模化した新館を新築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の旧館を取り壊し】

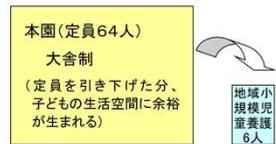
①現状(定員70人大舎制の例)



③敷地内に、小規模化した新館を新築



②まず1か所グループホームを作る
⇒小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



④グループホームやファミリーホームの整備を進めた上で、
旧館を廃止して取り壊し



第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・乳児院における小規模化・家庭的養護について理解するためには、乳児院の特性、役割を正しく理解する必要がある。
- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。
- ・乳児院では、病児や障害のある乳幼児の入所が増えており、また、乳児院は一時保護機能を持ち、アセスメントが十分なされていない段階での緊急対応を行う役割を持つ
- ・さらに、入所児の4分の1は在所期間が1ヶ月未満であり、短期の子育て支援のための預かりや、家庭養護が必要な子どもを里親委託へつなげていく役割を持つ。
- ・また、24時間365日体制で命を守る施設であり、感染症の蔓延防止や夜間の安全管理も重要である。
- ・細心の注意を要する出生0か月の新生児や低体重児の入所もあり、かつ、月齢・年齢の人数構成は絶えず変動する。行動的で多動な幼児もあり、事故防止の注意が欠かせない。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、そのような乳児院の特性と役割を踏まえつつ、乳児院の養育単位の小規模化を重要な課題としている。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(2) 乳児院の課題と将来像

①乳児院の役割

- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

③養育単位の小規模化

- ・乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムといとみによって、養育担当者との個別で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

- ・「課題と将来像」では、乳児院については、施設定員を何人以下にしていこうという具体的な目標を明記していないが、大規模施設の解消は重要な課題である。
また、「課題と将来像」では、乳児院については、全ての施設をオールユニットとしていこうという目標も明記していないが、養育単位の小規模化の推進は重要な課題である。
- ・乳児院の小規模化に当たっては、上記の乳児院の特性や在り方に十分留意しながら、小規模化を進めていくことが重要である。

2. 小規模化の意義

- ・乳児院の小規模化は、養育単位の小規模化を図り、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするものであり、次のようなメリットがある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 落ち着いた雰囲気や安定した生活リズムといとみを持ちやすい。
 - 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
 - 養育担当者との個別な愛着関係を築きやすい。
 - 分離体験をもつ子どもたちの心を安定させやすい。
 - 子どものニーズに沿ったかわりをしやすい。
 - 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。
- ・また、乳児院は、約4割は定員20人以下の小規模なものであるが、定員の大きい大規模施設もある。施設養護でなければ果たせない役割のために必要な定員数は確保しつつ、家庭養護を推進して、施設養護の期間をできる限り短期間にしていこうが必要があり、乳児院の大規模施設の解消に取り組む意義は大きい。

3. 小規模化に当たっての課題

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するとともに、8で掲げるような、小規模化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 1グループの配置職員数が少ないため、グループの職員のみでは、緊急の対応などが難しいことから、施設全体で、緊急の対応をとれる体制が必要。

- 1グループに1人の夜勤の確保は難しいことから、小規模化する場合でも、夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営を可能とすることが必要。
- 夜勤者の担当グループが明確になり、夜勤者同士の協働が少なくなるため、連携をとるための配慮が必要。
- 小規模グループケアで、担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とするためには、グループ編成を工夫する必要がある。
- 新生児は感染症の防止、健康管理や安全管理の上で、十分な配慮が必要。

4. 小規模化の取組状況

- ・小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には乳児院では33施設において33グループが実施されていたが、平成24年度には、58施設において90グループの実施が見込まれており、5年間で3倍増している。
- ・小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・乳児院の小規模グループケアの定員は、4人以上6人以下となっている。
(注)平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則4名とする」とされていたが、5名定員のもので実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として4人以上6人以下とする」と改められた。
- ・本来の基本的配置に加え、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）、これらの年休代替要員費等が加算がされる
- ・1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化の計画を策定し、推進すること。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を35人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②賃借費加算

- ・分園型小規模グループケアについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

③施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。

- ・本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。

④安心こども基金

- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。

（参考）乳児院の人員配置基準の改善

<平成24年度の人員配置>



<課題と将来像の人員配置>

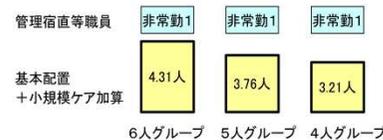


6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

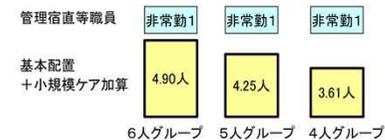
(1) 施設の一部で小規模グループケアを行う場合

- ・乳児院では、夜間も小規模グループで就寝する独立型もあるが、少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は小規模グループで生活し、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法を行うことができる。
- ・例えば、「4人配置+非常勤職員1人の計5人」により、昼間2人の体制とし、夜間は施設全体で合同とする場合がある。この場合は、基本配置と小規模グループケア加算（常勤1名及び管理宿直等職員による非常勤1名分）の一部を充てる。
- ・小規模グループケアへの職員の配置数には、多様な運営方法がある。

配置構成例【基本配置1.6:1ベース】



配置構成例【基本配置1.3:1ベース】



(2) 施設全体を小規模グループケアにする場合

①1グループの標準的な人員配置

- ・1グループの標準的な人員配置は、「5人配置により、昼間2人、夜勤は2グループで1人」の体制
- ・例えば、昼間13時間を2人体制（休憩時間は交代で休憩）とし、夜間11時間を0.5人（4グループの施設で2人夜勤体制）で計算し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $(13時間 \times 2人 + 11時間 \times 0.5人) \div (8時間 + 1時間) \times 365日 \div 255日 = 5.0人$ が必要

（注）上記例の昼間13時間は概ね7時から20時まで。休憩1時間は2人のうち1人が交代で休憩。休憩中は1人体制。255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数。なお、休日のほかに職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得しやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・この1グループに5人の配置は、基本配置と小規模グループケア加算1のほか、不足分については、小規模施設加算等や、小規模グループケアの管理宿直等職員2グループ分で常勤1人を置く職員を充てる。

（注）児童定員5人のグループの場合、平均的な数の2歳児・3歳以上児があるとすると、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の0.1歳児1.6:1、3歳以上児4:1の配置基準では、3.76人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である0.1歳児1.3:1、3歳以上児3:1の配置基準では、4.25人の職員配置となる。このため、5人配置は、現行では1.24人、目標水準では0.75人の補充をすれば確保できる。

	配置基準			5人グループで、0・1歳 3.1人、2歳1.4人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	5人配置のための補充
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.6:1	2:1	4:1	$3.1 \div 1.6 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.76人$	<u>3.76人</u>	1.24人
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	$3.1 \div 1.3 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.25人$	<u>4.25人</u>	0.75人

※3歳以上児の数：児童養護施設入所児童等調査 3歳以上児 355人/全体3,299-10.8% 5人×10.8%-0.5人
2歳児の数：児童養護施設入所児童等調査 2歳児 931人/全体3,299-28.2% 5人×28.2%-1.4人

②応援職員の配置等

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、個別対応職員1、定員20人以下の小規模施設の加算1、定員35人以下の施設の指導員特別加算（非常勤1）のうち、①の1グループ5人を確保するための不足分に充てた残りのほか、本体施設の管理宿直専門員（非常勤1）、被虐待児受入加算、年休代替費（職員1人につき20日分）による人数を加えた人数による。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

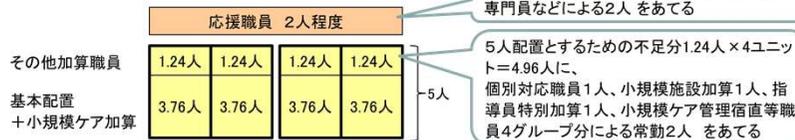
（注）非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費（職員1人当たり年額285,700円）もある。

- 小規模グループケアの実施の有無にかかわらず、乳児院の夜勤の体制が薄いことから、遅い時間での緊急入所があった場合や、子どもの急な病気への対応が必要となった場合などには、応援職員の夜間勤務や、職員の夜間緊急参集体制をとるなど、リスク管理の体制整備が必要である。

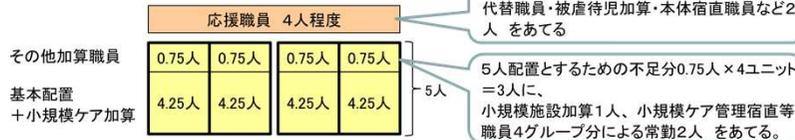
③配置構成例

- 施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。
- なお、現行の1.6:1の基本配置の下では、1ユニットに職員5人を配置するには、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、1.3:1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例【基本配置1.6:1ベース】



配置構成例【基本配置1.3:1ベース】



（注）グループ数やグループの児童数が変わると上記の数は変動する。

④各グループの子どもの数の柔軟な変動

- オールユニット型の施設の運用は、各グループの子どもの数を、子どもの月齢・年齢などにより、柔軟に変動できる。
- 例えば、施設定員20名で4グループの場合、各グループの定員を4~6人と設定しておき、施設の定員20人を超えない範囲で、変動して運用することができる。（この場合、各グループの面積は6人×2.47㎡以上しておく必要がある。）

【各グループの子どもの数を、月齢・年齢などにより、柔軟に変動できるようにした場合】



7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿

- 施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿は、「本園4ユニット（5人×4グループ=20人）」とする。

例1【標準的な姿】 4グループ20人（2グループを一組みとして運営）

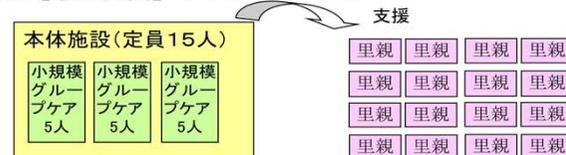


- なお、乳幼児の生命を守り、一時保護の機能や、病児や障害のある乳幼児への対応、短期の子育て支援のための預かりの機能、短期間で里親へつなげていく役割など、多様な役割を持つ乳児院については、個々の乳児院が持つ役割に応じて、その姿を考えていく必要がある。

②多様な姿

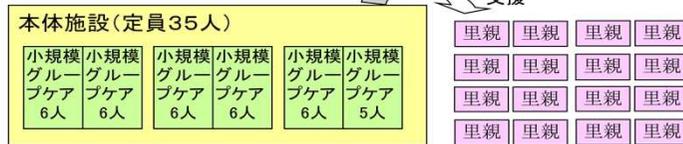
- 定員10人未満の乳児院の制度もあるが、15名~20名程度が望ましい。

例2【最小定員】 3グループ15人



- ・本園の最大定員は35人程度（35人は小規模グループケアを6か所までで行う場合の要件）（6人・5人×6グループ＝35人）

例3【最大定員】 6グループ35人



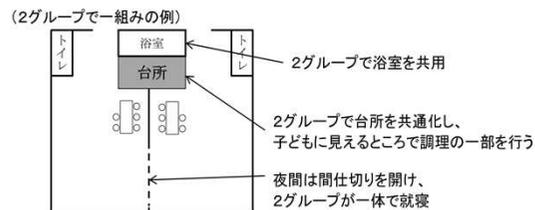
(参考) 課題と将来像の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

乳児院本園で3000人程度 → 1施設平均定員25人（5グループ）

3000人×1.11＝定員3330人、3330人÷130施設＝25.6人

③施設の整備

- ・寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備を設ける。
- ・寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。
- ・2つのグループの間の間仕切りを開けられる構造とし、夜間は2グループを一体とすることもできる。
- ・台所と浴室はグループごとに個別とすることが望ましいが、乳児院では、隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができる。便所は各グループごととする。玄関は施設全体で共用とすることができる。
- ・施設の調理室で調理を行いつつ、家庭的な養育の観点から、調理員や職員が小規模グループケアに接した子どもに見える台所で、食事の配膳や片付け、温めやおやつ作り、あるいは調理の一部をすることが望ましい。



- ・浴室又は便所は、その設備が必要でない子どものみを対象とするグループについては、設けないことができる。(例えば、乳児のみを対象とする場合は沐浴設備で足りる。また、おむつやおまるの年齢の乳幼児のみを対象とする場合はそれで足りる。)

- ・乳児院の小規模グループケアは、基本的に本園内で行うものを想定するが、同一敷地内又は隣接敷地内の別棟での実施も可能。

8. 小規模化に対応した運営方法

①養育担当制とグループ構成

- ・乳児院の小規模グループケアは、乳幼児4～6人のグループであり、職員5人程度で夜勤を含めて交代勤務をする。

- ・施設全体を小規模グループケアとした場合に、乳児院運営指針でも掲げられている担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとるためには、子どもの成長によってグループを移る必要が生じないよう、年齢別のグループ構成ではなく、異年齢のグループ構成をとることが必要となるが、新生児、病児、障害児などへの対応も考慮し、グループ構成を検討する。

②授乳と食事

- ・授乳と食事は、各ホームで個別に行う。
- ・養育者もできるかぎり幼児とともに食事をとって、家庭的な雰囲気をつくる。
- ・食事の調理は、通常、施設の調理室で行うが、各ホームに運んで盛り付け等をする。

③遊び

- ・日中の暮らしは、室内遊び、散歩など、各ホーム単位で行う。
- ・また、年齢の大きい幼児を施設全体で集め、遊びや散歩をすることもある。

④排泄、入浴

- ・おむつ交換、おまるのほか、通常の家にある大きさのトイレを使用する。
- ・入浴は、通常の家にある大きさの浴室で、養育者とともに行う。

⑤睡眠

- ・異年齢のグループの中で、個々の乳幼児の年齢に応じながら、十分な睡眠をとれるよう工夫する。

⑥施設内の応援体制

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等に対応できる体制を整備する。

⑦1グループのみを行う場合の活用方法

- ・1グループのみの小規模グループケアを実施する場合には、どのような子どもを対象とするか、施設の運営方針を定める。

⑧組織づくり、人材育成

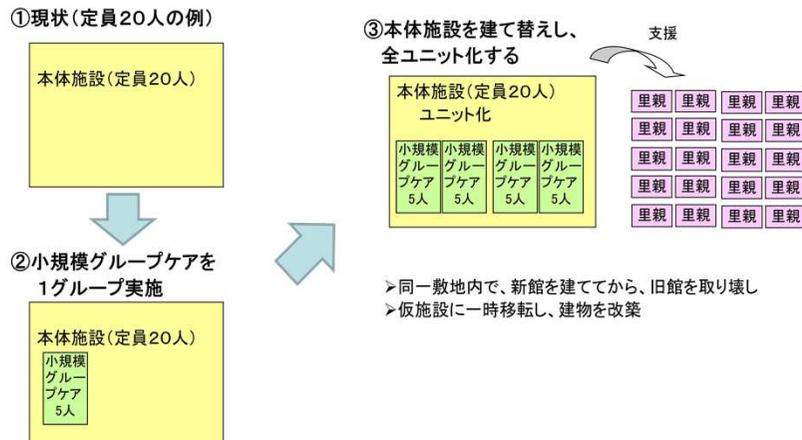
- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充実を図る。

- ・言葉で表現が難しい乳幼児を対象とするだけに、十分な人材育成を図る。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。
- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。
- ・職員と児童のマッチングへの配慮を行う。
- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。
- ・職員の人材育成を図る。

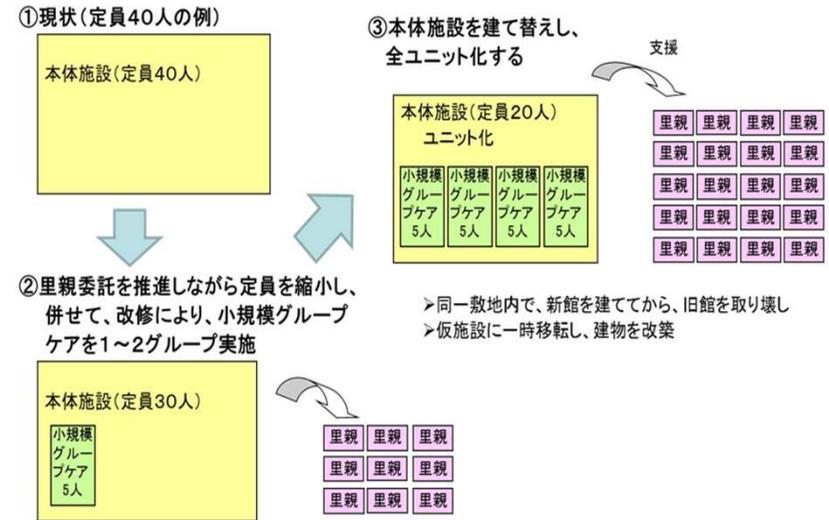
9. 小規模化の方法とステップ

- ・まず1～2ユニットの小規模グループケアを実施する。
- ・乳児院では、多くの施設が既に定員20人以下の小規模であり、その場合は、その定員規模を維持しながら、改築時や大規模修繕により、小規模グループケアの整備を行う。
- ・定員規模が大きい乳児院の場合は、里親推進をしながら、本体施設の定員を引き下げ、改築時に小規模グループケア化する。
- ・定員規模の大きい施設では、改築時に大きめに整備しておき、その後、里親委託推進の進捗に応じ、定員を引き下げて、子どもの居住空間を広げ、小規模グループケア化することも考えられる。

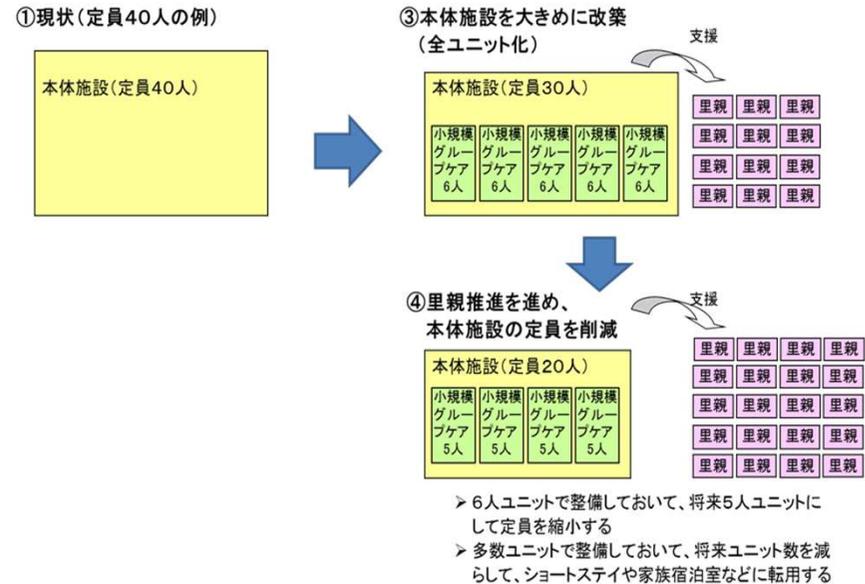
例1:【すでに小規模な施設を、改築時に小規模グループケアに整備】



例2:【規模の大きい施設を、里親推進で小規模化を進め、改築時に小規模グループケア化】



例3:【規模の大きい施設を、大きめに改築し、その後に里親推進で小規模化を進める】



第Ⅲ部 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定

- ・今後10数年で、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現するためには、計画的な取組が必要である。
- ・このため、今後、この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を参考に、各施設において、「家庭的養護推進計画」を策定する。
- ・この計画は、大規模施設を解消し、施設の定員を小さくすること、本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、地域のグループホームを増やしていくこと、里親やファミリーホームへの支援を推進すること、などの内容を含む。
- ・この計画は、各施設がそれぞれの事情に応じて策定するもので、外形的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴うものとする。

2. 都道府県計画の策定

- ・各施設において施設の小規模化を進めるに当たっては、都道府県単位での社会的養護の需給バランスとの調和が必要である。社会的養護を必要とする児童数の見込みや、里親等委託率の引き上げのベースと調和させながら、施設の小規模化を進めていく必要がある。
- ・このため、各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後10年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定していく必要がある。
- ・これまで、個々の施設で施設の小規模化を行いたいと考えても、地域によっては、現時点では施設養護のニーズが高く、施設だけでは小規模化を決めにくいという状況もあった。社会的養護は、行政による措置により児童の保護を行う制度であることから、自治体が施設養護と家庭養護の必要量の見通しを立てることが取組推進の基本となる。
- ・社会的養護の課題と将来像では、今後10数年以内に、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく目標を掲げている。家庭養護、家庭的養護への転換を強力に進めていくため、計画的な取組が必要である。
- ・なお、政令指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設への措置が行われることから、道府県と市が連携調整して計画を策定していく必要があることに留意が必要である。

3. 施設整備費等の確保

- ・施設の小規模化・地域分散化を進めるためには、施設の改築及び大規模修繕、グループホームの新設を行うための施設整備費補助金の増額確保が必要である。
- ・また、平成24年度から建物を賃借してグループホームやファミリーホームを行う場合に月額10万円まで措置費に算定できる仕組みが設けられたことから、その活用も推進する。

4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

- ・平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を策定し、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
- ・都道府県計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。また、市町村計画には、都道府県の施策との連携に関する事項を定めることとされている。
- ・今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることとなっており、社会的養護の課題と将来像の取組を反映していくことが検討される。

5. 推進に向けての留意点

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進については、小規模化等に対応した人材の育成が必要であり、特に社会的養護関係施設に従事する保育士の専門性の確保に努めるべきである。

<少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして(平成27年3月20日)～(抜粋)>

(別添1)

<児童虐待の防止、社会的養護の充実>

○児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤル等を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。

○児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、児童相談所・市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察等の関係機関との連携などにより虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員の対応スキルの向上等により、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応体制の充実を図る。

○家庭的養護の推進

・里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

○被措置児童等虐待の防止

・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

(別添2)

施策に関する数値目標

項目	目標 (2019年度末/2020年)	現状 (大綱策定時の直近値)	備考
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	
専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	
小規模グループケア	1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	
地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)	
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)	
児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)	
情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)	
里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)	